

# 中野区教育委員会会議録

令和元年第21回定例会

令和元年7月26日

中野区教育委員会

令和元年第21回中野区教育委員会定例会

○日時

令和元年7月26日(金曜日)

開会 午後7時00分

閉会 午後8時19分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事(子ども家庭支援担当) 小田 史子

子ども・教育政策課長 永田 純一

学校再編・地域連携担当課長 伊藤 廣昭

保育園・幼稚園課長 濱口 求

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 石崎 公一

子ども教育施設課長 塚本 剛史

子ども特別支援課長 中村 誠

○書記

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

10人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第34号議案 中野区立幼稚園条例の一部改正手続について

(2) 第35号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

2 協議事項

(1) 特別支援教室での指導について（子ども特別支援課・指導室）

○議事経過

午後 7 時 0 0 分開会

入野教育長

こんばんは。

定足数に達しましたので、教育委員会第 21 回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりでございます。

さて本日の夜の教育委員会は、夜間に教育委員会を開催することによりまして、昼間、教育委員会を傍聴することが難しい方にも、教育委員会を傍聴することができる機会を設けるために実施しております。

初めに、傍聴の許可についてお諮りいたします。

教育委員会の会議の傍聴人の数につきましては、中野区教育委員会傍聴規則第 3 条により、20 人以内と定められておりますが、教育委員会が認めた場合は、20 人を超えることができることとされております。本日はあらかじめ、20 人を超えて傍聴することを認めたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、20 人を超えて会議を傍聴することを認めることに決定いたしました。

<議決事件>

入野教育長

それでは日程に入ります。

議決事件の第 1、第 34 号議案「中野区立幼稚園条例の一部改正手続について」を上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

保育園・幼稚園課長

それでは第 34 号議案、中野区立幼稚園条例の一部改正手続につきまして、ご説明させていただきます。

初めに提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、区立幼稚園の保育料を無償化するため、規定を改めるものでございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。今回の改正の対象となる方ですけれども、区立幼稚園2園に通園する園児（3歳から5歳）の保護者となります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。表の右側の現行の保育料について定めております第2条から第4条を改めまして、左側の改正案第2条で保育料は無料とするとしております。

また、新旧対照表の2ページ目の下段にございます現行の別表（第2条関係）、保育料徴収基準につきまして、改正案について削除しております。

なお附則におきまして、この条例改正は令和元年10月1日から施行するものとし、第2項において施行日前の利用に係る保育料については、従前どおりとするとしております。

今後の予定でございますけれども、本日議決をお願いいたしまして、9月の区議会第3回定例会へ条例案を提出する予定でございます。

説明は以上でございます。

入野教育長

ありがとうございました。ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

無償化による条例の改正ということですがけれども、区立2園の保育料が無料ということですがけれども、実際に通園されている方の保護者は、これ以外で実際に負担する費用というのはあるのでしょうか。

保育園・幼稚園課長

基本的には保育料で利用についてはまかなえていると考えておりますけれども、例えば行事等の経費ですとか交通費がかかった場合、それから園服などについては、ご負担いただいているというところがございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

なければ質疑を終結したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第34号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件の第2、第35号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いします。

学校教育課長

それでは第35号議案、中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について、補足説明をさせていただきます。

まず提案理由ですが、介護補償の限度額を改める必要があるためでございます。

それでは、教育委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。

まずこの条例の目的でございます。この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めることを目的としてございます。

改正理由でございます。今回の改正につきましては、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正を踏まえ、介護補償の限度額について改正するものでございます。

介護補償の限度額の改定でございます。限度額につきましては、常時介護を要する状態にあるか、随時介護を要する状態にあるか、またそれぞれにつきまして、実費を支出して介護を受けた日があるか、親族等による介護を受けた日がある場合によって、それぞれ限度額が変わってまいります。

3番の表をご覧ください。常時介護を要する状態にあり、実費を支出して介護を受けた日がある場合につきましては、これまでの10万5,290円を16万5,150円に、常時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた日がある場合につきましては、これまでの5万7,190円を7万790円に、また随時介護を要する状態にあり、実費を支出して介護を受けた日がある場合につきましては、これまでの5万2,650円を改定後8万2,580円に、随時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた日がある場合につきましては、これまでの2万8,600円を3万5,400円にそれぞれ改定するものでございます。

次に実施時期でございます。公布日から施行いたしまして、平成31年4月1日から適用するものでございます。

今後の予定につきましては、本案議決後、区長宛て区議会第3回定例会へ当該条例の一

部改正議案の提出依頼を行うものでございます。

私からのご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

今回、東京都の補償が変わったということで、それに準じてということなのですが、その内容としては東京都と金額その他等についても準じた形で、大体同じと考えてもよろしいのでしょうか。

学校教育課長

東京都と金額について、全く同じ金額でございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

ほかにご発言はございますでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採択の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 35 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

続きまして、協議事項に移ります。

「特別支援教室での指導について」を協議いたします。

中野区の特別支援教室についてや、小学校での巡回指導について、子ども特別支援課、指導室から続けて説明がございますので、その後に各委員からのご意見やご質問をお受けしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

子ども特別支援課長

情緒・発達に課題のある児童・生徒への支援として、小学校では各校の特別支援教室に

おきまして、指導を実施しております。中学校におきましても、来年度以降、特別支援教室を設置することにしております。私からはこの仕組みとその背景について、ご説明させていただきます。

まず特別支援教育に関する近年の制度改正からご説明させていただきます。

平成 17 年に発達障害者支援法が施行されまして、国として発達障害者を支援対象とすることが明確化されました。平成 19 年 4 月には、学校教育法の改正が施行されました。このときの改正により、それまで特殊教育とされていた障害児の教育が特別支援教育になりました。また対象として新たに発達障害を加え、特別支援教育は必要とする児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものとされました。同年 9 月には、共生社会の形成に向けた内容の障害者権利条約に我が国も署名し、これを受けて国内法の整備が進められることになりました。平成 23 年には、障害者基本法の改正があり、社会モデルを基本とした共生社会の実現を目指すことになりました。この社会モデルにつきましては、後ほど触れさせていただきます。平成 25 年には、改正された学校教育法施行令、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法、同年 8 月には改正された発達障害者支援法が施行されました。

これまで長い間、障害者・障害児の生活上の支障、直面する障壁は本人の身体機能、医学的な身体の不調が原因と考える医学モデル、あるいは個人モデルと呼ばれる考え方が主流でした。近年になり、障害者・障害児の生活上の支障は、接している社会の受け入れ体制が不十分なために生じているとする社会モデルが主流になりました。現在の我が国の法律や制度もこの考え方に基づいています。この考え方では、この社会の中に多様な特性の人がいるのは当然のことと考え、社会の仕組みを変えることにより、支障や障壁を解消していけると考えます。

障害についての世界標準とする考え方の変化について、ご説明します。こちらはWHO、世界保健機関による障害に対する以前の考え方です。障害というマイナス面を捉えていました。本人に疾患、または何らかの変調があるために機能障害が生じ、機能に障害があるので能力障害、つまりできないことがある。そのため社会的不利が生じるとするものです。外見上の特徴がある場合、能力障害はないけれども社会的不利が生じるということで、下の図示になりますけれども、こういったものもあります。これが以前の考え方です。こちらが現在のWHOの考え方です。現在の国際標準を図であらわしたものです。できないことといったマイナスで考え、語るのではなく、プラスの用語を使うことになりました。

5 ページ中段のところですが、左から機能障害ではなく、心身機能・身体構造、能力障

害ではなく活動、社会的不利ですとか参加制限ではなく参加と表記しています。この中段の三つに加え、上にあります以前の表記でしたら疾患、変調に相当する健康状態や、下の段にあります生活の場や家庭などの環境因子と年齢ですとか生育歴、体格など個人因子が相互にかかわり合って、現状としてあらわれているとするものです。

一言でまとめますと、何らかの不調や変調があれば機能障害が生じ、社会的不利になるという画一的な考え方を改めたというのが大きな変化です。環境や個人の因子が変わることによって、活動や社会参加の変化につながり、活動が心身の機能や社会参加にも影響を与える、またその逆もあるというようなことをこの図であらわしています。現在、政策や制度は、この考え方に基づいて組み立てられるようになりました。ここまでは障害者・障害児に関する施策や特別支援教育が、現在の形で行われるようになった背景をご説明させていただきます。

特別支援教育に関しての確認として、この表をご用意させていただきました。こちらは当区における小学校就学時の就学先の例です。知的障害の児童については、6校に指定されている特別支援学級に就学します。情緒・発達に課題のある児童については、通常の学級に就学した上で、各小学校に設置された特別支援教室で、個々の特性に応じた指導を受けます。指導教員が各学校を巡回して指導するので、巡回指導と呼んでいます。

こちらは中学校です。中学校では、情緒・発達に課題のある生徒については、現在のところ中野中学校に設置されている通級指導学級に通って指導を受けています。中学校につきましても、小学校と同じように通級ではなく、それぞれの在籍校に設置された特別支援教室で巡回指導を受けるようにしていくというのが、現在の取組になります。

次のページ、8ページになります。これまでも東京都の計画により、令和3年度までに都内の全ての公立中学校に、特別支援教室を設置して、巡回指導を導入することになっているとご報告、ご説明させていただいているところです。発達障害者支援法におきましても、赤い字で書いてございますけれども、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童とともに教育を受けられるように配慮しつつ、適切な教育的支援を行うと明記されており、巡回指導の導入というのは、この趣旨にも合致するものです。なお学習指導要領にもございます個別の教育支援計画といった言葉も、こちらの条文に記載がございます。

既にご案内のとおり、小学校では四つの巡回拠点校から巡回指導教員が、それぞれ担当する小学校へ行き、指導を実施しています。小学校の巡回指導ですけれども、画面右側にごございますように特別支援教室での巡回指導、こちらを行います。そのほか左側にごさい

ますように、巡回指導教員が在籍学級で児童の観察を行い、学級担任に助言したり連携して、今後の指導に生かしたりします。巡回指導教員は対象児童だけではなく、学級全体の状況を観察します。

11 ページですけれども、こちらは児童の指導支援にかかわるニーズの把握や、指導開始後の改善状況の確認に使用している教材の例になります。MIM（ミム）、多層指導モデルというのがございまして、特別支援教室を設置した平成28年から各学校で活用しております。左側でございますように、「ねこ」と「ねっこ」の違いの確認をしたりします。右側ですけれども、こちら「まだしられていなかったものやことをあたらしくみつけだすこと。」というのはいずれでしょうかという問題になっています。「①はっけん」「②はけん」「③はっけん」から正しいものを選ぶ形になっています。LD、学習障害のような課題のある児童は、このような詰まる音ですとか伸びる音の理解がスムーズではないという場合が多いと言われておりまして、早期に発見して必要な指導や支援を行うことが重要であると言われております。

中学校についてのご説明になります。現在、中学校では、中野中学校での通級指導になります。利用している生徒は、決まった曜日に各在籍校から中野中学校の通級指導学級のほうに通います。

既にご案内のとおり、令和2年度から令和3年度にかけまして、中学校にも特別支援教室を設置し、巡回指導を導入することになりました。令和2年度には区の北側5校、令和3年度には残りの5校に設置・導入いたします。

巡回指導ですけれども、通級指導学級がある中野中学校が巡回指導拠点校となり、中野中学校の指導教員が各中学校を巡回して、対象生徒の在籍校で指導を行います。巡回指導導入後の在籍校での指導ですけれども、小学校と同じように巡回指導教員は、特別支援教室での指導のほか、左側でございますように在籍学級での生徒の観察ですとか在籍校の学級担任などと連携しながら指導を行っていきます。

16 ページ、利用の手続きでございますけれども、巡回指導の利用に当たっては、手続きが必要でございます。まず在籍校での話し合いになります。保護者から在籍校の担任ですとか、特別支援教育コーディネーターにご相談いただきます。そして学校での様子やお子さん本人の困り感ですとか、保護者からのご要望等を踏まえ、巡回指導の必要性や適性について、在籍校内で話し合いを行います。この学校内での教職員による話し合いの会を校内委員会と呼んでいます。

次に2の保護者による申し込みです。在籍校と保護者が協議し、利用手続を進める方向が決まりましたら、保護者から巡回指導拠点校と子ども特別支援課特別支援教育係へお申し込みいただきます。

次に3ですけれども、①と②は順番が前後することがあります。拠点校にて巡回指導教員が保護者とお子さん、それぞれと面接を行います。このときに指導内容等についてのご説明も行います。また教育センターにおきまして、就学相談専門員との面接や知能検査等も行います。

そして4の巡回指導支援委員会です。在籍校と拠点校の教員、教育委員会の就学相談専門員等が集まって、お子さんにとっての巡回指導の必要性や適性について検討します。検討の結果、この指導を受けることが適切と判断されればこの会での判断に基づき、教育委員会として利用決定をいたします。利用決定後、在籍校の教員が巡回指導教員と相談しながら個別指導計画を作成します。お子さんの状況等に応じて、巡回指導開始時期を調整し、指導を開始いたします。

17 ページのところ、特別支援教室の利用促進でございますけれども、中学校では通級指導学級ですけれども、必要な児童・生徒が切れ目なく指導・支援を受けられるよう配慮してございます。まず小学校に就学する際でございますけれども、何らかの課題がある、心配があるということで、就学相談を受けた児童について、就学先として通常の学級が適切で、明らかに巡回指導が必要と判断された場合には、保護者にご説明して了解を得た上で、入学後速やかに巡回指導が受けられるよう引き継ぐこととしております。中学校につきましても、小学校6年生の時点で巡回指導を利用している児童で、中学校進学後も指導が必要な場合には、円滑に利用できるよう引き継ぎをしております。

結びになりますけれども、この仕組みが機能していくためには、発達に課題のある子どもの保護者だけではなく、社会全体の理解を促進していくことが課題となっています。基本的な考え方は、共生社会の実現を目指していくということです。まずはこの社会の中に多様な特性の人がいるのは当然という理解を広げていく必要があります。特性があることは誰のせいでもなく、後ろめたいものではないという認識が全ての人に広まれば、必要な人が利用をためらうことがなくなり、指導・支援が届きやすくなると考えております。

次に先ほどもご説明させていただきました社会モデルについての理解促進です。仕組みや制度を整えて、多様な特性のある児童・生徒が先に進める仕組みを用意し、それが実際に利用されるようになることで、支障や障壁を解消していける。これは本人のみならず、

社会に暮らす全ての人にとって有益なことであるという認識を広げていきたいと思えます。

また必要な指導を別途行うことにつきましては、合理的配慮の提供の一環であるという理解を進めることも大切であると考えます。指導が必要な児童・生徒とそうでない児童・生徒を区別するのが目的ではなく、必要な児童・生徒に必要な指導が届くようにするためのものであるということです。例えば地下鉄の駅のホームに行くためのエレベーターは、必要な方は誰もが気兼ねなく利用できると思えます。これと同じように特別支援教室も必要な児童・生徒が、気兼ねなく利用できるようにしてまいりたいと存じます。

私からのご説明は以上です。

入野教育長

ありがとうございました。

引き続き、指導室長お願いいたします。

指導室長

子ども特別支援課長からは、情緒・発達に課題のある子どもたちへの巡回指導等について、その概要やこれから行われる中学校での指導について、お話をさせていただいたところです。私からはその実際の指導につきまして、まだ中学校では特別支援教室が開設されておりませんので、小学校の例を挙げて紹介させていただきたいと思えます。

先ほども少しお話がありましたが、特別支援学級の導入目的は、ここに書いてある四つのこととございます。まず1番目としましては、発達障害の児童が抱える困難さの改善。2番目としまして、1人でも多くの発達障害の児童への指導の実施をしていくこと。3番目としまして、児童・保護者の負担等の軽減。4番目としまして、在籍学級における支援の充実による学級運営の安定化。このようなことが特別支援教室導入の目的となっております。

次の3ページ目につきましては、先ほども少しご説明があったかと思えますが、かつては小・中学校とも週1回の通級による指導が基本でございましたが、小学校では平成28年度から全校に特別支援学級が開設され、子どもが通うのではなく、基本ですけれども、塔山小学校、中野本郷小学校、鷺宮小学校、上高田小学校の四つの拠点校から教員を派遣して、子どもが在籍する学校で指導に当たっております。厳密に申し上げますと、今年度まで上高田小学校、中野本郷小学校は一部通級を残している実態もございます。

続きまして4ページ目になりますけれども、主に個別指導では、それぞれの子どもの特性に応じ、人とのかかわり方や集団の中でうまく行動することなどを学んでおります。大

変恐縮でございますが、これより先、個人の写真がありますので、皆様に配付した資料にはその写真がないことがございます。できましたら大型のモニターのほうをご覧になって、写真をご確認ください。こうした活動を自立活動と呼び、1番目としまして健康の保持、2番目としまして心理的な安定、3番目としまして人間関係の形成、4番目としまして環境の把握、5番目としまして身体の安定、6番目としましてコミュニケーションの6領域が設定されております。今、出しましたけれども、左のほうの写真は5の身体の安定にかかわる体をうまく動かすコツを学んでいるところでございます。右の写真のように教科にかかわる内容を通して学習することはありますけれども、全員が同じ狙いに向かって学習する通常学級での授業とは違い、あくまでも各個人の課題を克服することがこの学級の目的となっております。

続きまして、小集団での指導では、他の児童とかかわりながらさまざまな活動に取り組むことにより、集団参加のための技能を高めております。ロールプレイを通して社会スキルの学習をしたり、ゲームや話し合い活動を通して話の聞き方や適切な表現方法を見つけたりすることにより、対人関係の改善を図っております。左側の写真は、カードに書かれているテーマで、友達や先生に自分の体験を話している様子でございます。右側の写真は、ゲームを通してルールを学習し、社会スキルを身につけております。よくご覧になるとわかると思いますけれども、福笑いをやっているのですが、決まりをきちんと説明して、その決まりどおりにゲームが楽しめるか。これをやりながらルールを学び、社会スキルにつなげていくということでございます。

続きまして6ページ目になりますが、特別支援教室における入り込み指導についてです。入り込み指導とは、巡回指導を受けている児童の本来在籍している学級に巡回指導の教員が入り込み、対象児童の適応と授業参加を支援するというものでございます。同時に副次的なものではございますけれども、周囲の児童には対象児童へのかかわり方について、自然に理解してもらえるような働きかけをしております。さらに対象児童に限らず、学級としての課題を巡回指導の教員が把握し、その後の個別指導に生かしたりもしております。

最後に各校における巡回指導を改めて紹介させていただきます。左の写真は、塔山小学校で行っている体の使い方についての学習でございます。先ほども述べさせていただきましたが、個別指導の一環として、姿勢や運動、動作の技能を高める指導をしております。どうしても子どもたちが細かい動きとか、バランスをとるのが非常に難しかったりしますので、例えば鏡を見たりしながら、自分の動作を確認しながらバランスをとったりしてい

るところの様子でございます。右のほうは、中野本郷小学校で行われている漢字辞典を使った言葉の学習でございます。漢字辞典を使って読んだり書いたりすることで、読み書きの困難さを改善する指導をしているところでございます。これもマンツーマンで、個別指導で行っているところです。

続きまして、こちらも個別指導でございます。左は鷺宮小学校で行われた自分の考えを説明する学習。右は上高田小学校で行われた思いや考えを伝える学習の様子です。右の写真をよくご覧になっていただけるとわかると思うのですが、まだうまく言葉で表現ができない児童に関しましては、例えば○と×のカードを持たせて、自分の意思を相手に伝える練習をしています。これが慣れてまいりますと、次第に自分の言葉で表出するような練習をしているということでございます。

発達段階により指導内容に多少の違いはございますけれども、今、ご紹介しましたような指導が今後、中学校でも行われるようになります。巡回指導、通級指導、固定学級での指導の違いなどはありますが、目指すのは誰もが輝く共生社会であり、教育委員会としましては、その目標に向けて今後も指導・支援を充実させてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

入野教育長

ありがとうございました。それでは、各委員からただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見などございましたらお願いいたします。

田中委員

通級から特別支援教室になって、今までも個別に丁寧な対応をしていたわけですが、よりきめ細かい指導ができるようになったのではないかなと強く感じました。本当にご苦労さまです。

一つ聞きたいのですけれども、なかなかこういった教育は、効果というのを正確にあらわすのは難しいと思いますけれども、小学校で実際に何年か通級から特別支援教室に移ったことで、例えば通常級の担任の先生とか、あるいは保護者の方から、こういったことで子どもたちがより成長したというような、そのような声というのは届いているのでしょうか。

子ども特別支援課長

大きく変わったところは、各在籍校での担任等と連携した指導ができるということになりますので、より日常的な学校での対応力が上がってきたというのが挙げられるかと思

ます。

通級のときに比べまして、お子さんのほうが、通級指導学級のほうに行くということがなくなりますので、負担がなくなってより指導が受けやすくなったということがありますので、より多くの児童がこれを利用できるようになったというのが一つ。

それから入り込みということで、各担任が授業のほうに入り込んでの連携した指導も行ってございますので、そういったところで成果を上げていると聞いてございます。

田中委員

最後にありましたけれども、共生社会を目指すときにやはり子どもたちが小さいときから多様な子どもたちがいるということを理解するということが、すごく大事だと思っているので、ぜひこれをしっかり進めて、また中学校でも新しい成果を期待しているところで。よろしくをお願いします。

入野教育長

いかがでしょうか。ほかにごございますでしょうか。

伊藤委員

今のお話にも出たように入り込み指導は、今回しやすくなっているといいなと思う部分の一つではあるのですが、どのぐらいの頻度とか、個別に違うのかもかもしれませんけれども、どのぐらいできているのかとか、あとは入り込み指導をするに当たっての難しさもあると思うのですが、そのあたり。

もともとがオープンな学校になっていけば、いろいろな教員が入って、いろいろな先生が来て、いろいろな指導を受けて、個別な指導も含めて、いろいろな子どもがいろいろな形で学ぶという形になっていくと思うのですが、そういうオープンな学級とか教育とか、そういうことが保障されていないと難しさも出てきてしまうようにも思うのですが、そのあたりの成果とか工夫とか難しさとかあったら教えてください。

指導室長

今、伊藤委員からご指摘がありましたとおり、やはり受け入れる側の巡回校のほうの教員や学級の意識によって、少しの差が出ていることは否めない事実でございます。まずは教育委員会としましては、そういう差異がないように、どの学校でも今、伊藤委員がおっしゃったように、こうしたものを受け入れ、そして連携をとる土壌をつくっていくために、研修等を進めているところでございます。

その上で巡回する教員につきましては、これもご案内のことかとは思いますが、巡回す

る先生はもともと先ほど申し上げたような拠点校にはいるのですけれども、巡回した学校にも兼務発令をしておりますので、行った先の学校で指導するときは、よその先生が来たということではなくて、その学校の先生として振る舞っていただく。その学校の校長の指揮下に入って指導していただくということを、強く意識させるようにしております。まだ途上のところもありますけれども、受け入れる側の巡回校の先生方におかれましても、よその先生が来てくれて見てくれたではなくて、同じ学校の同じ子どもたちと一緒に見ていく先生ということを今後も意識させ、研修を進めてまいりたいと思っております。

頻度は先ほど申し上げた、学校によって、それからその子どもの状況によって、非常に差が出ていることは確かでございます。学校に少ない回数で、例えば週1回とか行きますと、どうしても中心になりますのは個別の指導、もしくは小集団指導が中心になりますので、その合間を縫って見に行っていたくような形になりますが、それも学校と子どもの状況によって差が出ております。

伊藤委員

授業のユニバーサルデザインという形で、どのお子さんもわかりやすく学びにアクセスできるというか、授業がわかりやすいということも含めた授業のユニバーサルデザインということが言われてきたと思うのですが、最近、今度は学びのユニバーサルデザインで、どの子もいろいろな形で理解ができるような多様性のある教え方ということも言われているので、ぜひ入り込み指導とか、こういった巡回の指導をその対象となるお子さんはもちろんのこと、そのお子さんを大事にしつつ、そのクラスとか学校の子どもたちの学びのユニバーサルデザインに広げていっていただけるほうが、先駆的にそういうことを中野区がやってもいいのではないかと考えているのですが、例えばそういうことに関連するような取組みたいなこととか、何かというのはありますか。

指導室長

今、まさにそのようなことについて、いろいろな勉強とか研修を充実させてまいりたいと思っておりますのでございますが、一つは今、学校にICT機器の導入が進んでおりますので、そちらのほうを活用して個別な学習ができる、場合によってはいろいろなところと関連していろいろな教材を使いながら、個別に学習を進めていけるような、そのような学習方法もぜひ学んで、推進してまいりたいと思っております。もちろんこれは特別支援学級の子どもだけではなく、通常学級の子どもも同様でございます。

伊藤委員

ありがとうございます。ICTもありますし、中野区は大学とかもあつたり、東京のアクセスのいいところに、交通の便のいいところにあると思いますので、多様な社会資源を使ったり、いろいろな形での研修ということも講師を迎えやすいと思いますので、ぜひ先駆的にやっていただけるといいのではないかなと思いました。

あともう一つ、小学校のところだったと思うのですが、人数が出ていて、大体先生お1人で10人ぐらいの方を担当されているのかなと思ったのですが、その辺の先生方のご負担とか、あるいはそれ以上はご負担が増えないように10対1にしていらっしゃるとか、その辺の工夫とか何かありましたら教えてください。

指導室長

今現在、人数のことですと、配置が、東京都の場合は10人に1人ということで配置されておりますが、実態としましては行く学校、行く学校で子どもの人数が違いますので、このところは同じブロックの中で同じ拠点から行く場合も、ちょっと条件が変わったりするところはございます。

それから、巡回指導する教員が同じレベルの、そういう指導に精通した教員というわけではなく、初任者の教員がそこに配置される場合もございます。そうなりますと、例えば2人で平等に分ければ負担が同じようになる場合もあるのですが、1人で派遣できない場合は、どうしてもベテランの先生をそこに付けますので、そうすると本来2人で別々の時間に別々の学校でやれば、1人ずつが同じ数をやれば負担が分散されると思うのですが、なかなかそうはいかないところがございますので、先ほど申し上げた数どおりにはいかないところがありまして、特に指導の経験が浅い教員につきましては、ベテランの教員をつけて、そこで指導の充実をしている。そうなりますと、どうしてもそこで2人が見る子どもの数は多くなってきてしまうということがあります。

伊藤委員

ぜひ教員のほうの人材育成ということも含めて、そういう初任者の先生と、ベテランというか、こういったことに精通されている先生というのはいらっしゃると思うので、カンファレンスですとかいろいろな形で、一緒に行かなくてもノウハウを伝達するということが可能な面もあると思いますので、そういう研修の体制ですとか、スーパーバイズのような体制というのも大事にしていただければと思います。

以上です。

渡邊委員

私も伊藤委員からの部分に多く重なってしまうのですけれども、総論的には大賛成という形でお話しさせていただきたいのですけれども、今回、小学校の巡回指導対象の人数が出ております。これは令和元年6月の時点でということで、ここでお話ししなければいけないのは、こういった数が年々増えている、非常に増えてきたという。増えてきたということは、それに対応すべき教員も必要ですし、こういった数字的なものから考えると、伊藤委員が言われたように、実際どの程度巡回指導を行ったか、1回あたり何時間ぐらいとられたかということも重要になりますし、その人に対して毎回同じ教員が行くのかとか、そういったことも。ですからそうなってくると、質の担保ということをしっかり考えていかななくてはいけなくなってきた、我々としてはその質をどうやって保証するかという。提供する側としては。そうすると、こういうことをやるといういいことだねというのは、全くそのとおりでございますけれども、中野区としては質の担保のために研修をやる。では何回やるのだとか、どこでやるのだとか、話していかなければいけないですし、ベテランとベテランでないとなると、なかなか難しいことが生じているのではないかなとは思っています。

ですからそういう意味では、来年度から全部に拠点校をつくって、中学校は全部やらなければいけないとあって、段階的に2年かけてやりますけれども、なかなかそうはいっても慎重にやっていかないといけないですし、やはり先生方のご負担も非常に多くなってしまおうということを考えると、そのあたりも慎重に検討してやっていかないと。そのあたりを区としても、区民に対して見える形でやっていくという。東京都から教員をあてがわれましたでは、なかなか苦しいところがあるのかなと。

確かに2人で回ったら人数は半分ですから、最初のうちは新任が来たから、できないから2人で回りましょうといったら、2人で回るのはいいのですけれども、いきなり同じ数を回らなければいけないとなれば、回る回数は2倍になってしまいますから。物すごく単純な計算ですけれども、それはもともとの計画からどこまでいくのかという。

それと教員だけでなく、例えば心理職の人たちだとか、今でいうとスクールカウンセラーという方もいらっしゃるって、そういう人たちとのかかわりはどうなのかとかということも。ほかにも、学校資源の中にかかわりを、やはり都の示したモデルではなくて、その中にいろいろと専門の人たちがいるから、巡回だけではなくて専門の人、また学区の中にいる経験のある人たちとのかかわりとか、そういったこともちゃんと表現しておいたほうがいいかと思うのですね。

通級にした場合は、全部その人に任せるといって、そういう話ではなくて、学校には専門

の方もいらっしゃるし、経験豊富な方もいらっしゃる。そうした方を踏まえて、どういった相談ができるか。そういったほかのものも踏まえたモデルをつくっておいて、それを示さないといけないかなと思います。

とにかくやっていくことに関してはとても大切で、やはりこれが無駄にならないような計画をしっかりと立てていかないといけないかなと思いますので、形だけやったらいいやということにはならない。中野区のいろいろな研修その他はすばらしいというような、そういうモデルをつくっていただきたいという。僕の場合、ほとんどお願いになってしまっているのですけれども、そのあたりをしっかりとやっていただきたいなと思います。

中学校の巡回教室の設置に関しては、実際にこういった計画で、ほかの区と比べて、準備段階とか遅れているとか、そういうこともなく、順調に計画どおりやっていけるのでしょうか。

子ども特別支援課長

東京都の計画で、令和3年度までに全部の中学校にということで、各区がそれぞれ取り組んでいるところでございまして、既に先行的にやっているところもありますけれども、各区同じように準備していると聞いております。

小林委員

通級からこういう特別支援教室の一つの転換というか、充実が図られてきて、それなりの成果が上がっているということがあると思いますけれども、前にも報告をいただいているかもしれませんが、通級時代から比べると今年やって、その対象の児童がどれくらい増えたのか、具体的な数字でなくても、傾向をまず、もう1回確認したいと思うのですが、お願いします。

子ども特別支援課長

小学校の巡回指導の利用人数でございまして、この巡回指導が始まった当初、平成28年度には135人でございましたが、今年度5月1日現在で230人ということで、倍増に迫る勢いで利用人数が増えているところでございます。

小林委員

人数が増えたということは、それなりに内容が子どもたちにとって、また保護者にとっても魅力あるものになってきているのかなと思うわけですが、それだけ今度は中身の充実が問われてくると思います。少なくとも先ほど来10人に1人というのが教員の定足数というか、そういったことで増やしていくわけですが、これについての教員の確保とか、そう

ということでの困難さとか、そういう点はいかがでしょうか。

指導室長

今、ちょうど教員の公募ということをやっております、通常異動とは別にフリーエージェント制のように自分で何々区に行きたいとか、そういうことを教員が出して、それで条件が合う方をとるような制度をやっているところなのですが、そういう中でも中野区は、優れたそういう方が必要だということで、中野区はこういう人を募集していますよというのは出させていただいているのですが、やはり全体的なパイが少ないというか、こまも少ないといったほうがよろしいでしょうか。なかなかそこにマッチする方がいなかったり、いた場合、本区を希望していただければそういう方をとれるのですが、それよりも明らかにニーズというか、学級や人数が増えているので、こちらの需要が多くなってしまっていますので、どうしても実態としましては、初任者などがあてがわれることが多くなって、先ほど申し上げたとおり、やはりそこに対するスキルアップが非常に大きな課題とはなっております。

小林委員

一概に初任者だからだめだということとは言えないと思うのですが、初任者等、経験が十分でない教員が多くなり過ぎるとやはりさまざまな支障があることは事実だと思うので、これは先ほど来も話が出ていましたけれども、教員研修の充実とか、これは急務であると思うのですが、これはおおむね、こうした特別支援教育を担当する研修というのは、かなり機会があると思うのですが、それに対して区として今後の方針とか、どのようなことでやっていくのか、大体の状況で、概要でいいと思いますので、その状況を教えていただければありがたいと思います。

指導室長

まず我々は教育課題研修の一環としまして、夏休み等に特別支援教育研修というものを実施しております。これは特に指導いただいているのは、中野特別支援学校の先生等にご指導受けたり、実践的な指導をいただいていたるところでございます。

それとは別に、先ほど来、学校の中で体制ということもありましたので、このような教員も育てていくのは非常に大事なのですが、学校の特別支援教育の中心になるのは、コーディネーターと呼ばれる先生がおりまして、その先生が全体の特別支援教育、連携とかを統括しておりますので、その人に対する協議会や研修も年何回も行っているところで

それとは別に、さらに職層研修で特別支援教育に関する研修を実施しております。特に初任者は、もちろん当人が特別支援教育の学級を担当することもございますし、異動先ですぐにそういう児童・生徒を担当することもございますので、そのような職層研修の中で、特別支援教育の要素を入れて、そこで研修を進めていく。

さらに今年度は桃園第二小学校が研究指定校を受けているわけですが、桃園第二小学校に特別支援教育を切り口にした研修をこれから2年間行っていただけることになっておりますので、当然桃園第二小学校ではそのような研究を行って、区内各校に発信していくこともございますし、ブロックの拠点校が塔山小学校ですから、そことの連携等を図りながら進めているところでございます。

いろいろな検証とか研究を羅列したところでございますが、今後は、今ご指摘がございましたけれども、特に慣れない先生とか、巡回する教員だけではなく当然巡回校に行った先では、受け入れる側の先生の理解も図っていかねばならないので、あわせて、そういうことを組み合わせて、いろいろな学校に研修に行きますと、一番の問題は何ですかというと、やはり受け入れる学校の意識の問題が大きいですということを言われますので、そういうところにもスポットを当てた研修・啓発を進めてまいりたいと思っております。

小林委員

今、お話を伺って、やはりコーディネーター的な存在の研修も重要ですし、それから学校全体、要するに直接この教育にかかわる教員だけではなくて、全体の研修をしっかりとやっていくというようなお話がありましたので、私はそれは非常に重要かと思っています。

それからやはり学校全体の意識というお話もありましたけれども、先ほど職層研修の中でも管理職の研修というのは、特段しっかりとやっていただきたいなと思います。管理職の意識というものは、非常に大きなポイントになると思います。ぜひこの教育をより充実させていくための一つとして、そういう点も心にとめて中野区では進めていただきたいというのが要望です。

それから、これは状況がわかればで結構ですけれども、今まで通級でやっていた。今回こういう特別支援教室という形をとったと。例えば、いや通級のほうがいいのだという、そういった声というのは現実にあるのかどうか。それを教えていただければ。把握していれば、それを教えていただきたいと思えます。

指導室長

そのような声は実際は、今、まだあります。あるがために、まだ中野本郷小学校などで

は、一部そういうことを残しているという事実がございます。当然、自分の行っている学校から少し環境を変えて、かえってそちらのほうがいいと。それはご本人もそうですし、親御さんなんかもそうであったり、それから中野本郷小学校はご存じかもしれませんが、非常に大きなビオトープがございますので、そこで非常に心豊かになるとか、そういう声も聞かれているのですが、ただそういう抵抗の声は各地で多いのですけれども、いざ今度は学校での特別支援教室に切りかわると、そちらのほうで結構うまくいっているという声も聞かれておりますので、今後は十分考えながら移行させてまいりたいと思っております。

小林委員

このような特別支援教室の体制をとってどんどん進めていくということは、私はよろしいかと思いますが、今のような一人一人の子どもの実態とか特性に応じて、さまざまなニーズがあると思いますので、そういう小さな声にもしっかりと耳を傾けて、いろいろな形に対応できるような、そういうきめの細かな支援体制・教育を進めていければなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

伊藤委員

先生方がおっしゃったように、やはり子どもたちの学校生活にメリットがあるということが大事だと思ひていて、そういう意味ではこういった形でのいわゆる自校通級になるということは、そういう巡回の先生や担任の先生が、密接にお話ができる機会を増やすことがよりやさしくなってくるというか、よりしやすくなってくるということではないかと思ひています。

これまでもたしか年間5回程度だったかなと思ひているのですが、特別支援にかかわって心理職が回って助言をする。特に個別の計画についての助言が中心だったかと思ひますが、そういったことはなされていたかと思ひますけれども、今回、入り込み指導も含めて、定期的にもっと頻回にそういったことに精通している先生と通常の学級の先生方が、同じ校内で教育活動を行えるということがあるので、ぜひ先生方が日常疑問に思われたい、クラスの中で困っていらっしゃるようなことにも相談ができるような、これは東京都のこういった制度の中には入っていない部分なのではないかと思ひますけれども、でもそれを中野区が先駆的にしてみてもいいと思ひますので、校内委員会に比較的定期的に巡回指導の先生も入って、スクールカウンセラーとかとみんなでケース検討的なことができるか、

先生方と一緒にコンサルテーション的な形で問題解決に当たることができるのか、そういうチーム学校ということもありますので、先生方が言われたような日常的な指導に還元していくということを重点的にやってみるという目標を掲げてもいいのかなと思い始めたのですけれども、そういうことができたならお願いしたいというのが一つと。

実際に今、校内委員会に出たりとか、そういった仕組みとして校内に位置づいてやっていくための工夫がもしあれば、教えていただければと思います。

指導室長

これも学校によってでございますけれども、非常に意識の高い学校におかれましては、巡回指導の教員が来たときに担任の空き時間をつくって会議の場を設定したりとか、今ありましたけれども、ちょうどその日を特別支援関係の会議にあてて、関係の先生を集めて、そこでその子の計画を見直したりすること。さらには子どもの情報を特に共有するような職員会議にその日をあてて、巡回指導教員をその会議に参加させたりとか、そういうことを工夫している学校も結構あります。

伊藤委員

同じ区内の事例なので、ぜひそういった成功したやり方というのを教育委員会のほうでほかの学校にも伝えていただくということも大事ですし、中野のスタンダードではないですけれども、中野区としてはどの学校でもこのくらいまでは工夫をしてくださいというような、そういったことを投げかけてみるということも一つの方法かなと思いますので、いろいろと大変かとは思いますが、また今後もよろしく願いできればと思いました。

以上です。

渡邊委員

今、学校格差は、教育委員会なので、中野区の学校において、今、伊藤委員が言われたように、重要な成功例とかそういったものを拠点校として、研究校としてやられて、その結果がいいというものであれば、中野区内の標準として各学校にある程度義務づけてやらせる必要はあるのかなと。やっているところもあるけれども、やっていないところもあると、全ての学校に教室が設けられるわけですから、そういったばらつきというのは、教育委員会としていい、指導室としていいと思われているものは、それはこうやってうまくいっているのです、こういったことを取り入れようということを、少し言葉が悪いのですけれども、各学校で義務化していかないといけない。

先ほどから研修もいっぱいやられているということなのですが、我々の世界なんかだと、結構義務化みたいなものもあるのですね、ある一定の。例えば研修はいっぱいやっている、どれか好きなのを受ければよいよというのでは、なかなか。

それと、そうでなくて、学校で授業があるのに研修もこっちでやっているということになってくると、そうすると研修にも行きたいけれども授業もあると、そういった場合に中野区の指導室としては、研修をさせる機会をちゃんと与えているかということも、ある程度明確にしていかないと、教員のほうも大変というか、行っていいものかどうかというか。やはり年間3回は受けなさいと、内容に関してはABCの分野でちゃんと受けてくださいとか、そのあたりはもし国で決まっていなかったとしても、中野区の指導室としてはそれを受けてもらいたいと、それをスタンダードにしたいということで、行く機会に関しては保証するという。そういうようなものも。これはお答えいただかなくて結構ですけれども、そういうことを。すぐにはできないと思うのですけれども、そういうことをしていただきたいということで。ぜひよろしく願いいたします。

指導室長

どうもありがとうございます。簡単にお答えしますが、重要な研修につきましては、年次研修等に入れて、そこは年間計画で示していますので、突然希望するのではなくて必ず1年計画でこのときにはこういうことがあるから、特に特別支援教育研修があるから必ず出るということで、計画的にやっておりますので、学校はそこに関してはその教員が行けるように、配慮して体制等を組んでやっているところです。

それから先ほどご意見をいただきましたこういう研修を広くということで、中野区の場合は、拠点校を中心にブロックごとの校長の集まりが結構、もちろん教員のほうも特別支援等のテーマで集まってやっていることもあるのですけれども、ブロックの校長が集まって、特に拠点校の校長が巡回校の校長に対して、いろいろなアピールをしているところが最近結構進んでおりまして、ここ数年でもかなり小学校の指導が変わってきております。ですから、ちょっとずつではございますけれども、今後もそういう啓発に邁進してまいりたいと思っております。

渡邊委員

ありがとうございました。ぜひ続けていってください。よろしく申し上げます。

伊藤委員

今、渡邊委員が言われたスタンダードにして義務化みたいなお話があったのですけれど

も、ぜひこういうことをしてみましようという投げかけをしていただいて、もちろん学校とか子どもは個別性が高いので、今回こういうことで、そこは当てはまらないとか、むしろこういうほうがいいということが出てくると思うので、またそれも検証の材料というか、それ以降の推進に大事な情報になると思いますので、ぜひやってみて、うまくいかない、あるいはできないということであるならば、その理由が何なのかということも含めて、検討していただくということが続けていただけるとありがたいなと思いました。

それからもう一つ研修につきましても、いつも申し上げることで恐縮なのですが、中野区はスクールカウンセラーを集めての研修会も年に何度かされていると思うのですが、そういった際にも、中野区ではスクールカウンセラーというのは他区と兼務しているとか、他区から来てまた他区に行くとかいろいろ流動性がありますので、中野区では今年度こういう形で特別支援教室をやっていて、そこでは一般の先生方とのコンサルテーションとか、通常の授業の中での質の向上ということも狙っているのだとか、そういうコンセプトないしは実態ということも含めて、短時間でもいいのでスクールカウンセラーに共有をしていただいて、スクールカウンセラーからも、同じ子どもたちに個別にかかわっているのはスクールカウンセラーなので、先生と一緒にいろいろな話をさせていただいて、ボトムアップ的な意識改革をお願いすることも可能だと思いますので、今日のスライドなどもとてもいいと思いますので、こんなことをしているので、それに関連してこれがうまくいくために、スクールカウンセラーは何ができるかを考えていただくとかご意見をいただくとか、そんなこともできるかなと思いますので、多様な研修の工夫もお願いできればと思いました。

以上です。

入野教育長

ありがとうございました。さまざまなご意見をありがとうございました。

今回は特別支援教室での指導について協議をいただきました。今年度から2年間で中学校への導入が進められていきます。今年度対象の5校につきましては、この夏に教室の工事も順調に進んでおりますし、保護者への説明会も学校の状況に応じて進んでおります。それから今後モデルの実施も、今年度中に計画されておりますので、またご報告の機会があればいいなと思っております。

多様な特性のある子どもたちが安心して学んで育ていけるように、学校によってというのをなくして、どの学校でもどの先生もどの子たちにもということで、引き続き取組を

進めてまいりたいと思っております。今日はありがとうございました。

さて本日は夜の教育委員会として開催しております。多くの傍聴者がお見えですので、ここで一旦休会いたしまして、傍聴の方からご意見を伺いたいと思います。

それでは、会議を休憩いたします。

午後 8 時 1 1 分休憩

午後 8 時 1 7 分再開

入野教育長

会議を再開いたします。

その他各委員からご発言等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは協議を終了したいと思います。

本日の夜の教育委員会の狙いは、ふだん傍聴に来られない方々からも直接ご意見を伺うことに意義がございます。本日いただいたご意見は、今後の教育行政を進めるに当たり、生かしてまいりたいと思っております。励ましの言葉もいただいたと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から次回開催について報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

次回開催でございますが、8月9日金曜日10時から区役所9階の第11、12、13会議室で予定しております。

以上でございます。

入野教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第21回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午後 8 時 1 9 分閉会